

※ 本公募は、令和5年度予算政府案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等の変更があり得ることに御留意ください。

農山漁村振興交付金

(農山漁村発イノベーション対策)

(農山漁村発イノベーション推進事業(農山漁村発イノベーション創出支援型)のうち農山漁村発イノベーションサポート事業「農山漁村発イノベーション促進事業」)
公募要領

第1 はじめに

農山漁村においては、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市部では、農山漁村の価値が再認識されています。こうした中で、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって新事業や付加価値の創出を図る「農山漁村発イノベーション」により、農山漁村における就業の場の確保や所得の向上等を実現し、地域活性化を図っていくことが重要となっています。

このため、農山漁村振興交付金(以下「振興交付金」という。)を交付し、起業促進プラットフォーム「INACOME」(以下「イナカム」という。)等を通じた、農山漁村での起業支援や情報発信等を行う取組を支援します。

振興交付金の応募方法及び交付対象となる団体等については、この要領を御覧ください。

また、振興交付金の交付を希望する場合には、この要領のほか、農山漁村振興交付金交付等要綱(令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)並びに農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領案(以下「実施要領案」という。)及び実施要領案別記2-2を必ず確認していただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

公募期間：令和5年2月22日(水)から令和5年3月10日(金)まで

第2 事業内容等

この要領により公募を行う事業の内容、事業実施主体及び事業実施期間については、次のとおりです。なお、具体的な事業内容、公募上限額及び公募予定数は、別表に定めるとおりです。

1 事業内容

事業の内容は、以下のとおりです。

- (1) 新たな事業を展開する事業者間の交流を促す Web プラットフォームの運用管理・保守
- (2) ビジネスコンテストの開催
- (3) マッチングイベント等の開催
- (4) 農山漁村における起業促進に資するセミナーの開催
- (5) 農山漁村発イノベーションの促進に資する情報発信
- (6) 効果測定及び改善指導

2 事業実施主体

事業実施主体は、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は民間企業のいずれかであって、次の全ての要件を満たすものとします。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの。）を備えているものであること。
- (3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に所在し、交付事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- (5) 法人等（法人及び団体をいう。）の役員等（法人である場合は当該法人の役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は当該団体の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、振興交付金の交付決定の日から令和6年3月31日までとします。

第3 提案書の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

- (1) 農山漁村振興交付金事業実施提案書（別添様式）

提案書には、事業の取組内容や主な経費、実施体制等の具体的な計画を記入してください。なお、振興交付金の対象となる経費については、別紙を参照してください。

- (2) 提案書に添付する資料

提案書には、次のアからキまでの資料を添付してください。

- ア 設立趣意書、定款、寄附行為及び規約
- イ 提案者の活動内容の概要が分かる資料
- ウ 提案者の過去3年間の事業実績を確認できる資料（国、地方公共団体等の公的機関から助成を受けて事業を行った実績がある場合には、当該事業の内容・実績を確認できる資料。また、設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの事業実績を確認できる資料。）
- エ 提案者の過去3年間の収支決算を確認できる資料（決算書、貸借対照表及び損益計算書。設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの収支決算を確認できる資料。）
- オ 役員・職員名簿及び組織図
- カ 提案者の取組を主導する運営責任者（プロジェクトマネージャー）のこれまでの取組実績、履歴、企画案の実施に必要なノウハウ、知見、マネジメント能力等の判断に資する資料
- キ 事業費の算出決定の根拠となる資料

2 応募に当たっての留意事項

提案者が、提案書及び添付資料（以下「提案書類」という。）の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとします。

3 書類の提出方法等

(1) 提出方法

提案書類の提出は、第8に記載する書類提出先への郵送、宅配便（バイク便を含む。）又は電子メールによる提出のほか、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）で電子申請いただけます。なお、電子申請の詳細については、こちら（<https://e.maff.go.jp>）から御確認ください。

郵送の場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。

やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAXによる提出は、受け付けません。

(2) 提出期限

令和5年3月10日（金）17時まで（郵送の場合は同日必着）

(3) 提出に当たっての留意事項

ア 提案書類に、事業実施主体として不適格、虚偽の記載、必須となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりませんので、注意して作成願います。

- イ 提出する提案書類は、提案者1者につき1点に限ります。
- ウ 提案書類の提出部数は1部です。(提出いただく提案書類につきましては、コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等も含めそのままコピーできるようにA4片面クリップ留め、電子メールの場合はA4サイズで印刷可能な設定で御提出ください。)
- エ 提案書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書類の返却は行いません。
- オ 提出された提案書類については、機密保持に努め、国の審査以外には使用いたしません。
- カ 提出された提案書類については、必要に応じて内容について問い合わせをいたします。

第4 説明会の開催

公募に係る説明会は開催いたしませんので、ご不明の点につきましては、第8の問合せ先にお問い合わせください。

第5 提案書の選定等

1 審査方法

農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が、外部有識者等から成る選定審査委員会を設置し、2の審査の観点に基づき提案書類の審査を行います。

選定審査委員会においては、提案者から提出された提案書類の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリングによる審査を行い、それらの評価結果を基に振興交付金を交付する候補者(以下「交付候補者」という。)の案を決定します。

なお、振興交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、交付候補者の案の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問を受け付けませんので御了承願います。

2 審査の観点

審査は、以下の点を勘案して総合的に行います。

(1) 事業の趣旨、目的の理解度

ア 現状の課題等を正確に把握し、事業の目的、趣旨と合致している提案内容であるか。

イ 目的達成のための具体的な事業実施内容となっているか。

(2) 事業の実現性と効率性

ア 事業が円滑かつ効果的に行われるスケジュールになっているか。

イ 計画の実現に向け、効率的かつ適切な経費で、精度の高い積算がなされているか。

- ウ 投入する事業費に見合った効果が期待できるか。
- エ 主体的に具体的な目標を設定し、その成果・効果を検証できる仕組みになっているか。また、事業内容及び実施方法から判断して、期待される成果は実現可能か。

(3) 事業遂行のための技術力、組織運営の妥当性

- ア 主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した人的資源が十分にあるか。
- イ 組織の財政的基盤は安定しているか。
- ウ 運営の公開性、透明性は高いか。

(4) 別表の事業内容に対する各実施手法の妥当性、取組の効果

ア 新たな事業を展開する事業者間の交流を促す Web プラットフォームの運用管理・保守 (第2の1の(1)の事業)

イナカムの適切な運用管理・保守を行い、会員同士の情報交換やマッチングをさらに促進させるために必要な機能改修や運用管理の提案となっているか。

イ ビジネスコンテストの開催 (第2の1の(2)の事業)

- a 優れたビジネスプランに対する顕彰を目的としたビジネスコンテストを開催する提案となっているか。
- b ビジネスコンテストの本選大会出場者に対し、起業経験者による助言等を行うための具体的な手法の提案がなされているか。
- c 民間企業を参画させるための具体的な手法の提案がなされているか。
- d ビジネスコンテスト受賞者に対し、情報交換・情報共有の場を提供するための交流会を開催する提案となっているか。
- e 過去のビジネスコンテスト受賞者の受賞後のフォローアップを行うための具体的な手法の提案がなされているか。

ウ マッチングイベント等の開催 (第2の1の(3)の事業)

- a 農山漁村の課題を抱える地域と課題解決に資する新しい視点や技術を持つ起業者とのマッチングや、地域貢献を志向する企業と起業者との協業に向けたマッチングの機会の創出を目的としたイベント等を実施する提案となっているか。また、地域課題の掘り起こしを行うための具体的な手法の提案がなされているか。
- b マッチングが効果的に行われるようなコーディネートを行う提案となっているか。
- c マッチング成立に向け、応募があった地域や起業者等への支援を行うための具体的な手法の提案がなされているか。

エ 農山漁村における起業促進に資するセミナーの開催 (第2の1の(4)の事業)

農山漁村での起業のヒントとなるようなテーマを設定したセミナーを実施する提案となっているか。

オ 農山漁村発イノベーションの促進に資する情報発信 (第2の1の(5)の

事業)

- a 農山漁村発イノベーションの一層の推進に向け、優良事例をまとめたパンフレットや動画を作成する提案となっているか。
 - b 他省庁・金融機関の支援措置等を体系的に整理し、必要な情報がワンストップで取得できるように Web プラットフォームを整理する提案となっているか。
 - c 支援機関と連携する提案となっているか。
- カ 効果測定及び改善指導（第 2 の 1 の（6）の事業）
プラットフォーム加入数やマッチング数等の数値目標を設定した上で、取組の成果について評価・分析し、より効果的な事業となるよう改善策を提案する内容となっているか。

3 選定結果の通知等

農村振興局長は、選定審査委員会の審査結果を踏まえ、交付候補者を選定し、交付候補者となった提案者に対してはその旨を、それ以外の提案者に対しては交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

また、当該通知においては、第 6 の 1 の申請に関する条件を付すことがあります。

選定の通知は、交付候補者となったことをお知らせするものであり、振興交付金の交付には、別途、必要な手続を経ていただく必要があります。

なお、交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、交付候補者とならなかった提案者の中から、交付候補者を選定する場合があります、その際には、事前に該当する提案者に連絡します。

第 6 事業の実施及び交付金の交付に必要な手続等

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請及び承認

交付候補者は、農村振興局長から第 5 の 3 の通知を受けてから 1 月以内に農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を農村振興局長に申請し、その承認を受けてください。

なお、振興推進計画等の事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、交付候補者へ事前に連絡します。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため以下の資料が必要となりますので、振興推進計画等に添付してください。対象経費の精査の結果、一部の経費が振興交付金の対象経費として認められない場合がありますので御了承願います。

(1) 賃金及び謝金については、単価の適切な根拠資料

※「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を十分参照の上作成してください。

(2) 旅費については、旅費規程など適切な根拠資料

(3) 委託料については、積算、複数者からの見積書等の根拠資料等

2 振興交付金の支払手続

農村振興局長が振興推進計画等を承認したときは、交付候補者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てる振興交付金の額をお知らせします。

交付候補者は、割り当てられた額を踏まえ、速やかに、交付等要綱の第10に定める交付申請書を作成し、農林水産大臣に提出してください。

農林水産大臣は、当該交付申請書を審査した上で適切と認められる場合には、交付候補者に対して交付決定通知を行います。

交付候補者は、交付決定通知の通知日以降に、振興推進計画等に記載された振興交付金の対象となる事業を開始することができます。交付決定通知の通知日より前に発生した経費は、原則として交付の対象になりません。

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払いかつ実績精算とする。）を原則とします。支払に関する手続は、以下のとおりです。

- (1) 交付候補者は、振興交付金の対象となる事業を実施した年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1月を経過した日のいずれか早い期日までに、交付等要綱の第21に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、農林水産大臣に提出してください。
- (2) その後、農林水産大臣は、提出された実績報告書と領収書等の写しを審査の上、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知を送付します。当該確定通知後、振興交付金が支払われます。
- (3) 事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますので御注意ください。

第7 事業実施に当たっての留意事項

1 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、又は交付候補者の選定の決定若しくは振興交付金の交付決定が取り消されることがあります。

2 事業の推進

交付候補者は、交付等要綱及び実施要領案（以下「交付等要綱等」という。）の内容を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

3 振興交付金の経理

交付候補者は、交付を受けた振興交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿へ

の記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。)の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 交付を受けた振興交付金の経理に当たって、補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)に基づき、適正に執行すること。
- (2) 振興交付金の経理を、他の事業等と区分し、交付候補者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該交付候補者の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、当該交付候補者が経理能力を有すると認める者(学生を除く。)に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 交付事業の完了後、交付等要綱等に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、振興交付金の受領後1月を目処に請求元の事業者への支払いを励行するものとし、支払いが完了した場合には、その旨を農林水産大臣に報告すること。
- (4) 金融機関等から借入を行う場合には、事業計画の応募申請に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが確認できる書類(借入金融機関名(支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの)を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について農村振興局長に報告すること。

なお、交付候補者が、本事業に要する経費のうち自己負担分の確保ができず、交付事業の遂行ができないことが明らかとなった場合、農林水産大臣は、補助金適正化法第10条による交付決定の取消しを行うことがあること。

また、農林水産大臣は、交付候補者の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあること。

4 取得財産の管理

本事業により取得し、又は効用が増加した設備等の財産(以下「取得財産」という。)の所有権は交付候補者に帰属します。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次の制限があります。

- (1) 取得財産については、交付規則に基づき処分の制限を受ける期間(以下「処分制限期間」という。)においては、本事業の終了後であっても善良なる管理者の注意をもって管理し、振興交付金の交付目的に従って効果的運用を図る必要があります(原則、他の用途での使用等はできません。)
- (2) 取得財産の処分制限期間においては、取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、振興交付金の交付目的と異なる使用、譲渡、交換及び貸付け等を行う場合には、事前に、農林水産大臣の承認を受ける必要があります。

なお、農林水産大臣が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた振興交付金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

5 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、交付候補者に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守していただく必要があります。

また、事業の一部を交付候補者から受託する団体にあっても、同様に次の条件を遵守していただく必要があります。

- (1) 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく農村振興局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業の実施期間中及び本事業終了後5年間において、交付候補者及び当該交付候補者から本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときには、事前に農村振興局長と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

6 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた振興交付金の使用結果については、本事業終了後、交付等要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ交付候補者にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

交付候補者は、本事業により得られた成果について、広く普及啓発に努めてください。また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じて発表していただくことがあります。

なお、交付候補者が新聞、図書、雑誌論文等において事業成果を発表する際には、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等を農林水産省に提出してください。

7 国による事業成果等の評価に係る協力

農林水産省は、本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、必要に応じて、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して評価を行います。その際、評価に必要な事業成果の波及効果等に関するヒアリング等について、交付候補者に対して協力をお願いすることがあります。

8 交付事業における利益等排除

交付事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、交付対象事業の実績額の中に交付候補者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、振興交付金の交付目的上ふさわしくないと考えられることから、次のとおり利益等排除を行う必要があります。

(1) 利益等排除の対象となる調達先

交付候補者が以下のアからウまでの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

ア 交付候補者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 交付候補者の関係会社（交付候補者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに交付候補者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）

(2) 利益等排除の方法

ア 交付候補者の自社調達の場合

原価をもって交付対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって交付対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

ウ 交付候補者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるとき、取引価格をもって交付対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

9 振興交付金の返還について

振興交付金の交付決定以前に本事業に着手するなど、補助金適正化法に違反して振興交付金を使用した場合は、振興交付金の交付決定が取り消され、受け取った振興交付金の全部又は一部について返還を求めることがあります。

10 罰則について

不正な手段により振興交付金の交付を受けるなどをした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがありますので御注意願います。

本事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、予め御承知おきください。

第8 問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に御連絡いただきますようお願いいたします
なお、担当者の出勤状況により、お問い合わせに即時に対応できない場合がありますので予め御了承ください。

(問合せ時間：10:00～12:00 及び 13:00～17:00 ※平日のみ)

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL：03-3502-8111（内線5446）

メールアドレス：inobe_koryu@maff.go.jp

別紙 対象経費の区分等

区 分	経 費
1 プラットフォームの運用	プラットフォームの運用・管理・充実化に係るサイト運営費、通信機器費、通信運搬費、人件費 等
2 イベント等の開催	ビジネスコンテスト、マッチングイベント、ウェブセミナー等の開催に係る謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、人件費、会場借料、メディア掲載費 等
3 効果測定	効果測定に係る集計・分析・報告書作成費、人件費 等

申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- 2 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 3 振興交付金の交付決定前に発生した経費
- 4 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- 5 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

注意点

- 1 実績報告書の提出時点までに支払を証明できる証拠書類等が提示されない場合には、原則として必要な経費として認められません。
- 2 交付決定通知日以前に発注、購入、契約等を実施したもの及び既に支出されている経費は、本事業の交付対象とはなりません。
- 3 交付対象経費として計上する経費には、他の官公庁や自治体等の支援制度を併用することは認められません。
- 4 本事業の遂行に関係のない経費（例えば、飲食、煙草、手土産、接待等に要するもの）は交付対象とはなりません。

別表

事項	具体的な事業内容	公募上限額及び 公募予定数
<p>1 新たな事業を展開する事業者間の交流を促すWebプラットフォームの運用管理・保守</p> <p>2 ビジネスコンテストの開催</p>	<p>農山漁村の持続的な発展を実現するためには、農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって新事業や付加価値の創出を図る取組（農山漁村発イノベーション）の展開により、所得と雇用機会を拡大させることが重要である。</p> <p>このため、起業促進プラットフォーム「INACOME」（以下「イナカム」という。）を活用して以下の1から6までの取組を実施することにより、農山漁村で新たな事業を起こしやすい環境を創出し、農山漁村発イノベーションの取組を推進する。</p> <p>(1) 農林水産省が令和元年度に構築したWebプラットフォーム (https://inacome.jp/) の情報セキュリティ事故を未然に防ぐため、脆弱性診断等を実施した上で情報セキュリティ対策を講じること。また、当該Webプラットフォームにセキュリティ侵害につながる脆弱性が存在することが発覚した場合には、速やかに修正を施すこと。なお、修正に大幅な改修を行う必要が生じた場合には、農林水産省と協議の上対応すること。</p> <p>※ セキュリティ侵害につながる脆弱性が存在することが発覚した場合には、直ちに農林水産省に報告の上、迅速に適切な対応を取ること。また、農林水産省の指示に従い、事態の収拾、復旧、再発防止等の必要な措置を講じること。</p> <p>(2) 起業者と起業支援者等との情報交換・相互交流やマッチングを更に促進させるために必要なプラットフォームの機能改修及び運用管理を行うこと。</p> <p>(1) 起業者相互のネットワーク形成、自らのビジネスプランの発表及びビジネスプランに対するフィードバック、優れたビジネスプランに対する顕彰を目的としたビジネスコンテストを1回開催すること。</p> <p>開催に当たっては、他のビジネスコンテスト等への出場者にも周知するなど、応募促進のための措置を講ずること。</p> <p>(2) 審査については、書類審査やプレゼン動画等による一</p>	<p>25,800千円を上限として、1事業実施主体を公募する。</p>

<p>3 マッチングイベント等の開催</p>	<p>次審査及び二次審査により行うこととし、10名程度の本選大会出場者を決定すること。</p> <p>※ 審査員や具体的な実施内容については農林水産省と協議の上決定すること。</p> <p>(3) 本選大会出場者のビジネスプランをより実践的な形式にブラッシュアップするための支援を行うこと。</p> <p>※ 例えば、起業経験者による伴走支援型のメンタリング等の支援を想定。</p> <p>(4) 起業者に対する企業による支援を促進するため、ビジネスコンテストにおいて、企業を参画させるための措置を講ずること。参画する企業の選定に当たっては、農林水産省とも協議の上決定すること。</p> <p>※ 例えば、副賞提供等の形でビジネスコンテストに協賛する企業を募集する「企業サポーター制度」等を想定。</p> <p>(5) ビジネスコンテスト受賞者に対し情報交換・情報共有の場を提供するため、過去のビジネスコンテスト受賞者や農山漁村発イノベーションの実践者等との交流会を開催すること。なお、開催に当たっては分野ごと、都道府県ごと等複数回開催すること。(年2回以上、オンライン可)</p> <p>(6) 過去のビジネスコンテスト受賞者の受賞後のフォローアップのため、現在の取組状況を把握するとともに、Webプラットフォーム等を活用し積極的にPRすること。</p> <p>(1) 地域資源を活用した新たな事業を促進し、農山漁村の課題解決に資する取組として、マッチングの機会の創出を目的としたイベント等を実施すること。(年5回程度、オンライン可)</p> <p>※ 例えば、農山漁村の課題を抱える地域(地方自治体や地域協議会等)と課題解決に資する新しい視点や技術を持つ起業者とのマッチングや、地域貢献を志向する企業と起業者との協業に向けたマッチング等を想定。</p> <p>(2) (1)のイベント等を開催するに当たり、地域や起業者、企業を募集し、それらの情報を整理した上で、Web プラ</p>	
------------------------	---	--

<p>4 農山漁村における起業促進に資するセミナーの開催</p> <p>5 農山漁村発イノベーションの促進に資する情報発信</p>	<p>ットフォームに掲載するとともに、ふさわしいマッチング相手を紹介する等のコーディネートを行うこと。</p> <p>(3) (2) で募集する地域は、ビジネスの手法を用いて地域課題を解決することを目指す地域とし、他事業で登録・形成された地域や類似のイベントとも連携を図り地域課題の掘り起こしを図ること。</p> <p>※ 例えば、「デジ活中山間地域」や「農村 RMO（農村型地域運営組織）」等を想定。</p> <p>また、(2) で応募があった地域に対しては、マッチング成立に向けた支援措置を講じること。</p> <p>※ 例えば、マッチングを希望する起業者等に課題を明確に伝えることができるよう、プレゼンテーションに対する助言等や、応募があった地域課題について Web プラットフォーム上にプレゼンテーション動画を掲載すること等を想定。</p> <p>(4) (2) で応募があった起業者に対しては、必要に応じて農林漁業者、行政機関、商工業者、金融機関等の関係者の助言により、ビジネスプランの磨き上げを支援すること。</p> <p>農山漁村での起業のヒントとなるようなテーマを設定した上で、農山漁村における起業促進に資するセミナーを開催すること。(年5回以上、オンライン可)</p> <p>※ テーマとしては、例えば、農山漁村において地域資源を活用した新たな事業を実施する者(過去のビジネスコンテストの受賞者等)の取組報告や、新規ビジネス創出に役立つ資金調達等を想定。</p> <p>(1) 農山漁村発イノベーションの一層の推進に向け、過去のビジネスコンテスト受賞者の取組やマッチング事例、農山漁村発イノベーションの先進事例等を紹介するパンフレットや動画を作成すること。</p> <p>(2) 起業者や起業支援者等のプラットフォームへの参加を更に促進するため、起業者の取組事例、農山漁村地域での課題、事業実施に活用できる支援措置等、必要な情報発信を行うこと。</p> <p>なお、事業実施に活用できる支援措置については、プラットフォームの幅広い利用者を想定し、農林水産省の</p>	
---	--	--

<p>6 効果測定及び改善指導</p>	<p>支援措置のほか、他省庁・金融機関の支援措置等を体系的に整理し、必要な情報をワンストップで取得できるよう Web プラットフォームを整理すること。</p> <p>(3) 農山漁村発イノベーション中央サポートセンター、農山漁村発イノベーション都道府県サポートセンター及びよろず支援拠点全国本部等の支援機関に対してイナカムを周知し、これらの支援機関と連携しながら農山漁村発イノベーションの一層の推進を図ること。</p> <p>上記 1 から 5 までの取組を実施するに当たり、農山漁村における起業がどの程度促進されたか等について、プラットフォーム加入者数やマッチング成立数等の数値目標を設定すること。</p> <p>また、取組の成果について、目標に照らして評価・分析し、今後、本事業をより効果的なものとするための改善策を提案すること。</p>	
----------------------------	---	--